



厚生労働省

沖縄労働局
Okinawa Labour Bureau

平成 26年11月25日

【照会先】

労働基準部健康安全課

課 長 夏井智毅

労働衛生専門官 梅澤 栄

電話:098 (868) 4402

有機溶剤の取り扱い業務にかかる

「**注意事項の掲示内容**」が変わります

～平成27年1月1日から～

『有機溶剤中毒予防規則の規定により掲示すべき事項の内容および掲示方法を定める等の件の一部を改正する件』（平成26年厚生労働省告示第401号）が平成26年11月4日に公示され、平成27年1月1日から適用されることとなりました。

これは、現在の告示内容(昭和47年労働省告示第123号)のうち、『**有機溶剤による中毒が発生した際の応急処置**』について、日本救急医療財団と日本蘇生協議会(JRC)で構成するガイドライン作成合同委員会が作成した「JRC蘇生ガイドライン2010」等の最新の知見を踏まえた内容に改正したものです。

年末へ向けてお忙しい中ではありますが、安全作業の確保・注意喚起と併せて、リーフレットを確認の上、掲示の変更をお願いします。

↓ 各資料をクリックしてください。

別添1 「有機溶剤を取り扱う事業主の皆様へ 平成27年1月1日から注意事項の掲示の内容が一部変わります」(リーフレット)

別添2 関係通達